

Press Release

報道関係者各位

令和3年8月30日 【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 健康課

課長 小沼みち子 (内線6070) 主任専門官 渋谷 勇一 (内線6071)

(電話) 045(211)7353

令和3年度(第72回)全国労働衛生週間の実施について

本週間·······令和3年10月 1日(金)~ 7日(木) 準備期間·····令和3年 9月 1日(水)~30日(木)

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎えます。 神奈川労働局(局長 川口 達三)では、令和3年度全国労働衛生週間の実施に向けて局長メッセージを発表し、各労働基準監督署と共に、事業者と労働者の連携・協力による事業場における自主的な労働衛生活動の一層の推進を図ることとしております。

- 1 全国労働衛生週間に向けた神奈川労働局長メッセージ (別紙1)
 - 本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国労働衛生週間の準備期間である9月上旬に県内各地域で開催されていた地区推進大会が一部中止となっていることから、全国労働衛生週間の実施に向けて『神奈川労働局長メッセージ』 (別紙1)を公表し、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、全国労働衛生週間の取組みを呼び掛けることにしました。
- 2 令和3年度全国労働衛生週間 (別紙2)全体(主)スローガン『向き合おう! こころとからだの 健康管理 』副スローガン『うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場』
- 3 令和2年における職業性疾病の発生状況 <参照> 令和3年度 労働衛生行政のあらまし(別紙3)
- 4 令和3年度全国労働衛生週間における主な取組事項
 - (1) 『全国労働衛生週間サイト』を神奈川労働局ホームページに開設 全国労働週間実施要綱、職業性疾病の現状、最新の改正法令を周知
 - (2)「職場の健康診断実施強化月間」(9月)の取組み(別紙5) 「医療保険者との連携」と「新型コロナウイルス対策」下での計画的な実施
 - (3) 産業保健総合支援センターとのWEB研修会等の開催(別紙6)
 - (4) 労働衛生管理を含む『建設現場パトロール』の実施(計画中)

<参照>

- 令和3年度全国労働衛生週間 リーフレット (別紙2)
- 令和3年度 労働衛生行政のあらまし (別紙3)
- ~取組の5つのポイント~ を確認しましょう(別紙4)
- 「9月は「職場の健康診断実施強化月間」です」 リーフレット (別紙5) 「定期健康診断等の結果を保険者に提供することに御協力ください」リーフレット
- 神奈川産業保健総合支援センター「8月・9月の研修予定」リーフレット (別紙6)
- 治療と仕事の両立支援助成金 チラシ
- 健康保持増進計画助成金 チラシ

令和3年度全国労働衛生週間にあたって

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて、労働者の健康を確保することなどを目的としています。本年度は、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として、

『向き合おう! こころとからだの 健康管理』 を全体のスローガンに、

また、本年度は特に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして 『うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場』

を掲げ、第72回を迎えます。

昨年から、職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した 感染予防対策を徹底し、継続することが求められています。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災請求は高止まり、また、令和2年「労働安全衛生調査(実態調査)」結果によりますと、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、54.2 パーセントと依然として半数を超えています。さらに、新型コロナウイルス感染症を予防する「新しい生活様式(生活スタイル)」や就労環境の変化におけるメンタルヘルス対策も必要性を増してきています。

本来、仕事によって労働者が健康を損なうことはあってはなりません。本労働衛生週間において、近年、継続して進めてきた、職場における熱中症予防対策の徹底や、過労死や精神障害の発生を防ぐための長時間労働による健康障害防止対策やストレスチェック制度を活用したメンタルヘルス対策などの労働衛生管理に加え、ハラスメント防止対策の整備なども推進いただくことが重要です。

また、9月は、同週間の準備期間と合わせて、「職場の健康診断実施強化月間」でもあります。健康診断実施機関の予約が取れない等、やむを得ず法定期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、確実な実施をお願いします。さらに、実施された労働安全衛生法に基づく一般健康診断結果について、高齢者の医療確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施する協会けんぽ等医療保険者との連携が必要とされていることにも留意願います。

労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進や治療と仕事の両立支援対策など関して、助成金等の活用も含め作業環境整備や休暇など各種制度導入など社内体制整備について積極的な検討をお願いします。

準備期間及び本週間の実施事項は多岐にわたっておりますが、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただき、事業場の安全労働衛生水準の向上に努めていただきますようお願いします。

結びとなりますが、事業場における健康で安全な快適職場環境の形成とコロナ禍の早期収束を祈念いたしております。

令和3年8月30日

神奈川労働局長 川口 達三

第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日(金)~7日(木)[準備期間:9月1日~30日]

〈全国労働衛生週間スローガン〉

向き合おう! こころとからだの 健康管理

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。また、今年は「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、"うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場"を副スローガンとして定めました。

各職場においては下記の様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願い します。

全国労働衛生週間(10月1日~7日)に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など 緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、 作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の 意識高揚のための行事などの実施

準備期間(9月1日~30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の 拡大防止に向けた取組
- ・労働災害予防的観点からの高年齢 労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛の予防対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進
- ・テレワークでの労働者の作業 環境、健康確保

準備期間に実施する事項(重点事項)(要綱より抜粋)

	Sales of St. (Thirty St.)	
過重労働による 健康障害防止	 助間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用 	
メンタルヘルス 対策	 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア)推進に関する教育研修・情報提供 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか 	Ø.
職場における新型コロナ対策	① 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底② 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施	
高年齢労働者の 健康づくり	①「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に沿った取組の実施 ② 高年齢労働者の安全衛生対策に関する支援(エイジフレンドリー補助金等)の活用 ほか	
化学物質による 健康障害防止対策	 ① 中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進 ② 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状 ③ SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 	状況の確認
石綿による 健康障害防止対策	① 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進② 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ③ 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露	
受動喫煙防止対策	① 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ② 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施 ③ 支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用	
治療と仕事の 両立支援	 事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 可診などによる両立支援に関する意識啓発 相談窓口などの明確化 治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用 	
その他	① 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進	

準備期間に実施する事項(その他)(要綱より抜粋)

労働衛生3管理の推進など

作業の特性に応じた取組の推進

東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘル ス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活 動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研 修などを実施しています。また、地域窓口(地域産業 保健センター)では、小規模事業場を対象に、医師に よる健康相談などを実施しています。

https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/ Default.aspx

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、 心の健康づくり計画の作成、小規模事業場 の産業医活動などに対して、事業主に費用 の助成を行っています



https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx

産業保健総合支援センター

産業保健関係助成金

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通 達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェッ ク実施プログラム(無料)」が利用できます。**回域**域回

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/ anzeneisei12/



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」 では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、 職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイン ト」やチェックリスト、各種リーフレットをはじめとした、感 染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

(職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び 健康管理に関する参考資料一覧↓)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya /0000121431 00226.html

厚労省 職場の感染対策

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択でき る社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔 軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

(働き方・休み方改善ポータルサイト↓)

https://work-holiday.mhlw.go.jp/ (働き方改革特設サイト↓)

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/



働き方改革

検索

厚生労働省、中央労働災害防止協会 唱 主

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 協 賛 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/0000115267.html

「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の 取組み事例、相談支援機関、シンポジウム 等を紹介しています。

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp





治療と仕事の両立

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取組む事業者を支援します。 (職場における受動喫煙防止対策について↓)

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- 受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業



職場 受動喫煙

検 索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険 有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施して いただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/ kag/kagaku index.html

職場のあんぜんサイト 化学物質

溶接ヒューム等ばく露防止対策

屋内で継続してアーク溶接作業を行う作業場に対して ばく露防止対策のための測定実施の支援 をしています。

(有害物ばく露防止対策補助金申請↓)

http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html

| 有害物ばく露防止対策補助金 |

検 索

高年齢労働者の健康づくり

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライ ン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介してい ます。

(高年齢労働者の安全衛生対策について↓)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ koyou roudou/roudoukijun/anzen/newpage 00007.html



高年齢労働者

検 索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和3年度 労働衛生行政のあらまし

◇ ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川労働局 (令3.8.18)

職業性疾病による休業4日以上の死傷災害の発生件数は、長期的に緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降徐々に増加し、特に、令和2年は新型コロナウイルス感染症などによって1,126人(前年比510人増加)と大幅に増加しています。令和2年に発生した職業性疾病の死亡災害は、脳・心臓疾患、熱中症、そして蜂に刺されアナフィラキシーショックによる労働災害で3人の方が亡くなっています。休業災害では、新型コロナウイルス感染症(413人)を除いた件数の75%が腰痛であって、次いで、熱中症、上肢障害、化学物質による健康障害などが発生しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は増加又は高止まりしており、事業場におけるストレスチェック制度をはじめとする事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要になっています。

近年、がんのみならず、脳卒中、心疾患、肝疾患、難病、そして糖尿病など障害・疾病を抱える労働者が、仕事を続けながら、治療を行うことができるよう支援を行うことが重要となっており「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を図る必要があります。

一般定期健康診断では、有所見率が5割を超え、毎年、増加傾向にあることから、健康診断で何らかの所見が認められた労働者に対し、産業医を活用した健康診断の事後措置を実施することが引き続き重要な課題です。

引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」に基づき、地域の状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症の予防、健康管理の強化を図り、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の 労災補償状況(図1・図2)

令和2年度の脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数が56件(前年度比△15件)、支給決定件数が17件(前年度比+4件)でした。また、精神障害等の労災補償状況は、請求件数が158件(前年度比△40件)、支給決定件数が44件(前年度比+15件)となっています。

2 職業性疾病の発生状況(図3・図4)

- (1) 令和2年の職業性疾病による死亡災害は、 脳・心臓疾患1人、熱中症1人、蜂刺されに よるもの1人でした。直近8年間(平成25年 ~令和2年)に亡くなった者計31人のうち、 脳・心臓疾患による死亡者は16人(52%)に 及んでいます。
- (2) 令和2年の職業性疾病による休業4日以上の被災労働者数は1,126人と前年より510人増加しました。増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症による413人であり、新型コロナウイルス感染症関連のものを除いても97人増加しました。腰痛は537人と新型コロナウイルス感染症関連を除いた全体の75%を占めています。

3 健康診断結果の状況(図5)

一般定期健康診断では、平成25年以降、 有所見率 ◆ (何らかの所見があった労働 者の割合)が連続して増加しております。(令 和2年全国の有所見率58.5%)

検査項目別では、血中脂質 (33.4%)、肝機能検査(17.3%)、血圧 (17.2%)、血糖 (11.0%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

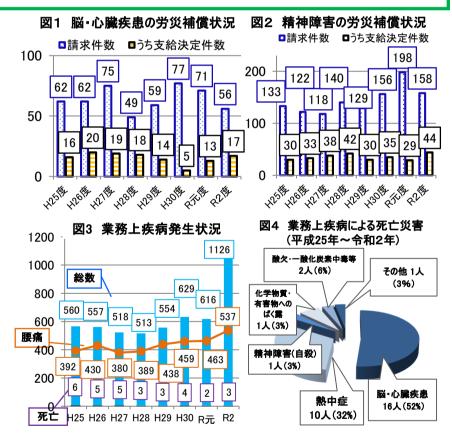
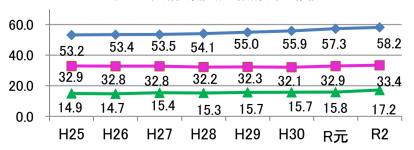


図5 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和3年度労働衛生行政の重点

- 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対 策の推進(腰痛予防対策の推進、熱中症災害防止対策の推進)
- 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進
- 化学物質対策・石綿ばく露対策の徹底
- 事業場における治療と仕事の両立支援
- 5 受動喫煙対策
- 電離放射線障害防止対策等
- 粉じん障害防止対策

1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

(1)腰痛予防対策の促進

第三次産業における腰痛による死傷災害が高止まりしているため、第三次産業の事業者や、重量物取扱い 作業を行う事業者等に対して、職場における腰痛予防対策指針(平成25年6月改正)に基づく取組について 周知、指導を行います。 厚労省 腰痛予防対策指針

(2)熱中症災害防止対策の促進

第13次防期間中に増加している熱中症による死亡災害防止を図るため、令和3年4月20日付で見直された 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づき、WBGT値の測定及びWBGT値に応じた措置を推進す る「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間5月~9月)を展開し、屋外作業や高温多湿な屋内 作業場の指導の際には、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分 の補給、クールベストの着用等の必要な措置を講じるなど、また、厚労省委託事業ポータルサイト「学ぼう!備 えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」を活用し、職場における熱中症対策の徹底に ついて周知啓発を行います。 厚労省 熱中症ポータルサイト Q 給索

2 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、 産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等、ストレスチェック制 度を含むメンタルヘルス対策、これらの措置が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き、指導等を行います。 また、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(改正令和3年2月8日健康保持増進のための指 針公示第8号)の周知を行います。

> こころの耳働く人のメンタルヘルスポータルサイト Q 検索

事業場における労働者の健康保持増進のための指針 Q、検索

3 化学物質対策、石綿ば〈露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹 底し、特別規則対象外の物質による労働災害が多発していることから、化学物質の譲渡・提供時のラベル表 示・安全データシート(SDS)交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の 徹底を図ります。 厚労省「溶接ヒューム等」特化則改正

また、解体等を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の要件を明確化するなど 石綿ばく露防止対策等を強化するため、改正された石綿障害予防規則等の周知指導を徹底する等の施策 の充実を図ります。 厚労省 石綿則改正 Q 検索

石綿総合情報ポータルサイト(厚労省委託事業)

Q、検索

4 事業場における治療と仕事の両立支援

神奈川産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、平成31年3月に改訂された「事業場 における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下「両立支援ガイドライン」という。)及び企業と医療 機関の連携のためのマニュアルや疾患別サポートマニュアルの周知を行います。また、治療と仕事の両立支援に 取り組む事業者に対する助成金制度について、

神奈川産業保健総合支援センター

Q、検索

治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト

Q、検索

5 受動喫煙対策

その周知、利用勧奨を行います。

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第 68 条の2に定められています。職場における 労 働者の安全と健康の保護を目的として、事業者に、屋内における 当該労働者の受動喫煙を防止するための 措置 について努力義務を課しています。引き続き、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元 年7月1日付け基発0701第1号)の周知啓発を図ります。

厚労省 職場における受動喫煙防止対策について

本年度の受動喫煙防止対策助成金(健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店 等を営む事業者に限ります)については、受動喫煙防止対策助成金の手引き(厚労省HP)でご確認ください。 *たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出制度は令和2年度で終了しました。

6 電離放射線障害防止対策

「放射線業務従事者に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策 の再周知について」(令和元年11月1日付け基安発1101第1号)や目の水晶体に受ける等価線量の限度の 引き下げなど令和3年4月1日から施行・適用された「電離放射線障害予防規則」や「電離放射線障害予 防規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方 法を定める件」に基づき対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、周 知徹底を図ります。

「◆医療保健業に従事する皆さまへ◆ ~被ばく線量の見える化のために~ 線量測定は適切な方法で実 施してください」リーフレット 厚労省 改正電離則 Q、検索 厚労省 放射線測定 Q検索

粉じん障害防止対策

「第9次粉じん障害防止総合対策」(平成30年2月9日付け基発0209第3号)を踏まえ、第9次粉じん障害 防止総合対策5か年推進計画に従って指導等を実施します。

厚労省 第9次粉じん障害防止総合対策

トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項について専門家検討会の報 告書がまとめられ、粉じん障害防止規則等及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」 が改正され、令和3年4月1日から施行(一部は令和4年4月1日施行)について周知啓発を行います。

厚労省 粉じん ずい道等建設工事

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、 健康管理の強化にいついて

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方 針」に基づき、各関係団体が作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全か つ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業に対し周知等をお願いしてきたと ころです。また、厚生労働省では、特に、事業場において留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆ る機会を捉え、働きかけを行っています。「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」 を活用し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化をお願いします。

新型コロナ 取組5つのポイント Q、検索 職場における新型コロナチェックリスト Q 検索

(参考)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(一般社団法人日本渡航医学会・公益社団 法人日本産業衛生学会)、「動画教材 職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポ イント」・「動画教材 会議を行うにあたって新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのポイント」(独立行政 法人労働者健康安全機構)

神奈川労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標 第4

神奈川労働局HPに掲載

1 計画の期間

2018年4月~2023年3月までの5年間

- 2 計画の全体目標
 - 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)
 - 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)
 - 〇業種別:建設業、製造業:死傷者数を10%以上減少・死亡者数を5人以下

: 陸上貨物運送事業、小売業、飲食店: 死傷者数を5%以上減少

: 社会福祉施設: **死傷年千人率で5%以上減少**

- 3 重点とする健康確保・職業性疾病対策
 - (1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合:78.7%)

【目標】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上 (78.7%:2017)とする。

(2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況:438人)

【目標】 腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策(前5か年の死亡者数:4人)

【目標】 職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの 5年間で5%以上減少させる。

推進状況は、 神奈川労働局 第13次防

Q、検索

で確認ください。

第5 お知らせ

○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょ う。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、 独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

神奈川産業保健総合支援センターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、 事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支 援を行っています。産業保健スタッフ向けのサービス内容は、専門的相談対応(産業医、産業看護職、労働 衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が対応)、専門的研修等の実施、メンタ ルヘルス対策(メンタルヘルス促進員による個別訪問支援、メンタルヘルス専門家による相談対応)、治療と仕 事の両立支援(両立支援促進員による個別訪問支援、窓口相談対応)、事業主・労働者に対するセミナー を無料で行っています。神奈川県内1拠点:神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象と して労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。小規模事業場 向けサービス内容は、健康診断の結果について医師からの意見聴取、長時間労働や高ストレス者に対する 面接指導、労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理に関わる相談、専門スタッフによる個別訪問指導を行って います。神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を 行っています。

〇 安全衛生優良企業公表制度の申請

厚労省 安全衛生優良企業制度

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公 表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も 求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択すること ができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛ての申請が必要です。

○ 神奈川労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミ ナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メールマガジンでも労働局関連各種情報発 信していますので登録よろしくお願いいたします。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ~ 取組の5つのポイント~を確認しましょう!

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**~取組の5つのポイント~**が実施できているか確認しましょう。
- **~取組の5つのポイント~**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県 労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止 対策相談コーナー」にご相談ください。

~取組の5つのポイント~

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行 できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、 密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの"場の切り替わり"や、飲食の場など 「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ を行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



テレワークの積極的な活用について

- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時 間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- ▶ さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやす くまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- ▶ こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、 テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは 厚生労働省ホームページから ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成(製造業)



- ▶ 感染者が発生した場合の対応 手順を定め、社内イントラ ネットや社内報で共有した。(独) 労働者健康安全機構 [手順]
 - ①感染リスクのある社員の 自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は 長野産業保健総合支援 センターホームページから ダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用(その他の事業)

新型コロナウイルス 健康観察チャット(職員用) ▶ 従業員が日々の体温 記録する時間帯を選択してくださ 等の体調を入力し、 管理者が入力状況を 確認できるアプリを 時間帯: 17時 活用して、体調に異 8月17日(17時)の体温を数えて 常のある者に対して 在宅勤務やかかりつ け医への電話相談等 体温 砂須

36 . 0 度

※本事例では、長崎県健康管理チャッ トサービス (N-CHAT) を使用

の対応を促している。

サーマルシステムの導入(社会福祉法人)



- ▶ サーマルシステムを 施設受付入口に設置 し、検温結果が 37.5℃以上の者の入 場を禁止している。
- 本システムでは、マ スクの着用の検知を 行い、マスクの未着 用者には表示と音声 で注意喚起を行う仕 組みとなっている。

密とならない工夫 ITを活用した対策(建設業)

I Tを活用した説明会の開催(その他の事業)



スマートフォン用 無線機を導入し、 社員同士や作業従 事者との会話に活 用。3密を避けた コミュニケーショ ンをとるようにし た。



- ➤ WEB方式と対面 方式併用のハイブ リッドの説明会を 開催した。
- 対面での参加者に 対しても、席の間 隔を空ける、机に アクリル板を設置 するなどの対策を 行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室など)に注意が必要

休憩所での対策(小売業)



→ 休憩室の机の中 休憩室の机の中 を記げてでいる をいるのがでいる をいるのがでいる がいるでででいる がいるででいる がいるでででいる がいるでででいる。 かいるででできる。 かいるでではない。 かいるでではない。 かいるでではない。 かいるでではない。 かいるではない。 はない。 はないるではない。 はないるではない。 はないるではない。 はないるではない。 はないるではない。 はない。 はないるではない。 はないるではない。 はないるではない。 はないるではない。 はない。 はない。

昼休みの時差取得(製造業)

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	F:00 10:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
	$7:00 \sim 16:00$	② 11:30 ~ 12:30	
2直	10:00 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
	$16:00 \sim 1:00$	② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

▶ 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、 休憩時間帯を2つに分けることとした。

感染防止のための基本的対策入館時の手指等の消毒(宿泊業)



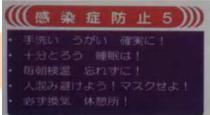
宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒(製造業)



➤ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み外国人労働者への感染防止対策の周知(建設業)



Phong chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- · Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- · Có đủ giấc ngủ!
- · Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- · Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt na!
- · Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

▶ 建設現場に入場する外国 人向け安全衛生の資料に、 新型コロナウイルス感染 症の注意点を外国語に翻 訳したものを掲載し、周 知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を 労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

	項	B	確認		
1	彦染予防のための体制				
	事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症のに対して感染予防を推進することの重要性を伝え	拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者 ている。	はいいいえ		
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任	命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はいいいえ		
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に属	知を行っている。	はいいいぶ		
	+労働者が感染予防の行動を取るように指導する	ことを、管理監督者に教育している。	はいいいが		
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止 をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。				
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。				
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を	周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいい		
?	感染防止のための基本的な対策				
	(1)事業場において特に留意すべき事項である	「取組の5つのポイント」			
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、戦	は場での対応を検討の上、実施している。	はいいいは		
	(2) 感染防止のための3つの基本: ①身体的距	離の確保、②マスクの着用、③手洗い			
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける	ことを求めている。	はいいい		
1	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けること	を求めている。	はいいい		

チェックリストは 厚生労働省 ホームページから ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日(月~金曜日) 午前 8:30~午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「医療保険者との連携」と「新型コロナウイルス対策」をお願いします

厚生労働省では、毎年9月を「**職場の健康診断実施強化月間**」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。令和3年度 強化月間の**重点周知事項**は、以下の2点になります。

事業者の皆さまには、自身の事業場における健康診断の実施状況等を改めてご確認いただき、 適切な実施へのご協力をお願いします。

1.医療保険者との連携

- ■医療保険者※1から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください
 - ●高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、実施を全部又は一部免除することとなっています。事業者の皆様におかれましては、医療保険者から求められた場合は、従業員の健康診断の結果を提供していただくようお願いします※2。
 - ●また、特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から 健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4 年1月に施行されます。

このため、40歳未満の従業員についても、施行後に医療保険者から求められた場合は、健康診断の結果を提供していただくようお願いします。

●なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に 行うため、厚生労働省HPに掲載している*3「<u>モデル健康診断委託契約書</u>」や 「一般健康診断標準問診票」をご活用ください。

資料はこちら

- ※1:協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
- ※2:法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。
- ※3:「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。(右のORコードで当該ページが開けます。)

2.新型コロナウイルス対策

- ■新型コロナウイルス感染症の影響による延期分の早期かつ計画的実施にご協力ください
 - ●新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、 やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。 そのような場合には、健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できる よう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります。実施計画を立てるに当たって は、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立ててるようにして ください。
 - ●また、実施に当たっては、いわゆる<u>"三つの密"を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください</u>。労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合は、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明するとともに、受診を促していただくようお願いします。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼に ついて(抜粋)

令和3年8月5日付け基安発0805第7号

- 1 重点事項
- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師 又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等 に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診 査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健 康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療 保険者への提供等
- (7) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- 2 取組を実施上での留意点
- (1)派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場に よる特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康 診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊 健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
 - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、これらの健康診断の昨年度以降の実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てること、実施する際には、いわゆる"三つの密"を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)(※1)の周知を行っていただきたいこと。

(3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち

特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2及び別添3のリーフレットの活用等により、 改めて周知を行っていただきたいこと。

なお、令和3年6月11日に健康保険法(法律第66号)が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

- (4) 1の(7) については、産業保健総合支援センターの 地域窓口(地域産業保健センター)において、産業医の 選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結 果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリス クが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っている ことから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じ て、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を 勧奨していただくこと。
- (5) このほか、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進 について、事業者や健康診断実施機関等から女性従業員 に対し、健康診断実施時に周知を行っていただきたいこ
- 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と 併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても 周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、 令和2年3月31日最終改訂)に基づく取組
- (2) 「地域・職域連携推進ガイドライン」(これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3 月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた対応
 - ア 「取組の5つのポイント」(※2)を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット(※3)や「職場 における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する ためのチェックリスト」(※4)等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」(※5)に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、平成28年6月30日改訂)に基づく 職域での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」 (平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂) に基づく取組
 - ウ 令和2年1月30日付け基安労発0130第1号「従業員 に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協 力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(※1) 一般定期健康診断 問診票の外国語版

断 (※2) 版 取組の5つのポイント (※3) 職場における感染 防止対策の実践例



(※4) チェックリスト





(※5) 業種・業態別 マニュアル





別添1〜4の リーフレット等



コラボヘルスを推進してください

改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針) が令和3年4月1日に適用されます。

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、 労働災害の防止、企業の生産性向上等につながる THP指針を改正しました。

THP指針において、事業者は、健康保持増進に取り組むにあたり、労働衛生機関、中央労働 災害防止協会、スポーツクラブ、保険者等と必要に応じて連携することとされています。

一方、保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた事業者は、 当該結果を保険者に提供しなければならないこととされています。また、保険者に提供された 健康診断の結果は特定健診情報としてマイナポータルを用いて労働者本人が閲覧できるように なります。

保険者に健康診断の結果を提供することで、マイナポータルを用いて労働者が自らの健康 データの変化を把握できるようになり、労働者自らの健康管理に役立ちます。さらに、事業者 が保険者と連携してコラボヘルスに取り組むことにより、労働者の健康保持増進につながり、 これらの取り組みにより、労働者が健康になることが期待されます。

* コラボヘルスとは・・・保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

改正概要

- 1 コラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追記したこと。
- 2 健康保持増進措置の検討に当たり、
 - ・ 健康診断の結果を保険者に提供する必要があること
 - ・ 保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保 持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましい。こと

としたこと。

3 保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示したこと。

取り組んでいただきたいこと

- 保険者から健康診断の結果を求められた場合は提供してください。
 - 法律に基づく義務の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
 - 法律に基づかない場合は、労働者本人の同意を得る必要があります。
- 「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」にある事例も参 考に、労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施してください。
- (※)保険者とは、健康保険組合や全国健康保険協会(協会けんぽ)等のことで、THP指針においては「医療保険者」と表記しています。



厚生労働省•都道府県労働局•労働基準監督署

定期健康診断等の結果を保険者に提供すること にご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。(高齢者の医療の確保に関する法律第27条)

- 健康診断の結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。
 - ・ 健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診 断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても 契約してください。
 - ・ 事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時 に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供する ことについて、周知してください。

提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法などがあります。

- 問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」も確認してください。
- ※ 基発1223第5号保発1223第1号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。
- 特定健診との整合を図る観点から、労働安全衛生規則第43条、第44条、 第45条、第45条の2に基づく健康診断項目の血糖検査(以下、血糖検 査」という)の取扱いが以下のように変更となっておりますので、ご注 意ください。

	変更前	変更後
空腹時血糖	0	0
随時血糖	0	O <u>(</u> <u>%</u>)_
HbA1c	×	<u>O</u>

○:選択項目(いずれか1つ以上を実施する必要がある。)

×:血糖検査とは認めない

(※) 食直後(食事開始時から3.5時間未満)の採血を避けることが必要。



厚生労働省•都道府県労働局•労働基準監督署

事業者・安全衛生・人事・労務御担当のみなさん!

無料

神奈川産業保健総合支援センター主催 Web オンライン研修 ◆ セミナーに参加して (安全)衛生活動を改善・活性化しませんか。

8月・9月の研修予定

1 全国労働衛生週間準備月間にむけ、検討する課題

令和3年8月23日 13:30~14:15

【演題】うちの会社の労働衛生管理と健康管理、本当に正しいの? ~労働衛生管理のすすめ方と定期健康診断結果の有効活用~ \$\phi\$110~30 \text{日 健康增進普及月間と職場の健康診断強化月間への取組

2 もしも、社員が新型コロナウイルスに感染したら・・・

令和3年9月1日 13:30~14:15

【内容】新型コロナウイルス(変異株)の特徴と感染対策

- ・社員が感染しても、あわてない対処の方法と職場復帰支援
- ・コロナハラスメント防止に向けた研修を実施しよう

3 溶接ヒュームにおける法改正無料 Web 説明会

<u>令和3年9月14日 14:</u>00~15:45

【内容】1 特定化学物質障害予防規則改正の解説 (60分)

2 空気中のヒューム濃度測定と呼吸用保護具の選択 (45分)

主催:公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 ・ 神奈川産業保健総合支援センター 協力:中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター

4 中小規模事業場で行う健康管理のすすめ方

<u>令和3年9月16日 14:00~14:45</u> 【内容】健康診断データーの読み方と保健指導の必要性

5 全業種必見! 中高年労働者の運動機能と転倒災害防止

令和3年9月30日 13:30~15:00(予定)

【内容】1 職場で行う中高年労働者における運動機能の改善

2 摩擦係数測定器を用いて通路や床の安全性を評価

※ **すべての研修会**のお申し込みは、**こちらから** お願いいたします。

10月の研修会は、

労働衛生管理活動の応用編と小売業・医療・社会福祉施設むけ研修会などが中心です。

参加申込み方法(※定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。)

申込先:独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センターのホームページ

「研修のご案内」からお申込みが出来ます。

神奈川産保

検索

https://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/22/

神奈川産業保健総合支援センター

はじめて

神奈川産業保健総合支援センター(かながわ産保センター) ・・・・ を お 知 り に な っ た 方 へ

1 かながわ産保センターの事業概要

かながわ産保センターは、企業に必要なメンタルヘルス 対策や治療と仕事の両立支援等の労働衛生対策全般を

専門スタッフが無料でご支援

させていただいています。 くわしくは、QRコード



又は写真をマウスクリックしてください。

<u>(動画紹介しています。)</u>

メルマガ登録

2 かながわ産保のメルマガ登録で最新情報入手

企業活動に欠かせない産業保健対策の 最新情報を入手するために、 メルマガ登録をしてください。

メルマガ登録をしていただくと、 表面にあります無料研修会等の 情報入手が容易となり、

職場環境等に応じながら、



常に、新しい情報を社内で活用でき、 必要な対策を講じられるなどの メリットが得られることとなります。 事業者の皆様へ

病気になっても働き続けられる会社を応援します!

寮と仕事の両立支援助成金

(環境整備コース)・(制度活用コース)

概

事業者の方が労働者の傷病 (※1) の特性に応じた 治療と仕事の両立支援制度 (※2) を導入または適用した場合に 事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

- がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの反復・継続して治療が必要となる傷病のこと。 (% 1)
- 傷病を抱える労働者に対する、治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。(時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇 (% 2)などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。)

助成対象等

成対象

成金額

令和3年度から各コースの申請要件を見直しました!

(環境整備コース)は、「両立支援環境整備計画」 の作成が不要となります。 (制度活用コース) は、「両立支援制度活用計画」

環境整備コース

事業者が、両立支援コーディネーター (※3) の 配置と両立支援制度の導入を新たに行った場合 に、申請に基づき費用を助成します。

1企業又は1個人事業主当たり一律200,000 円。ただし1企業又は1個人事業主当たり将来 制度活用コース

事業者が、両立支援コーディネーター (※3) を 活用し、両立支援制度を用いた両立支援プラ ンを策定し、実際に適用した場合に、申請に基 づき費用を助成します。

1企業又は1個人事業主当たり一律200,000 円。ただし、対象労働者が有期契約の場合、 将来にわたり1回限り、対象労働者の雇用期間 に定めのない場合、将来にわたり1回限りそれ ぞれ助成されます。

(% 3)当機構が実施している「両立支援コーディネーター基礎研修」(無料)を受講し修了した者のこと。 研修のお申し込み等は下記の当機構HP「両立支援コーディネーター基礎研修」のバナーをクリック

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

https://www.johas.go.jp

にわたり1回限り助成されます。

産業保健関係助成金

Q検L索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの 産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間: 9時~12時/13時~18時 (土日祝日を除く)

0-783046 (ナヤミヲシロウ) ナビダイヤル

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。(R3.5)





産業保健総合支援センター 一覧

北海	通道	〒060-0001 北海道札幌市中央区北 1 条西 7-1 プレスト 1・7 ビル 2F	TEL:011-242-7701 FAX:011-242-7702	滋	賀	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	TEL:077-510-0770 FAX:077-510-0775
青	森	〒030-0862 青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	TEL:017-731-3661 FAX:017-731-3660	京	都	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361番1号 アーバネックス御池ビル東館5階	TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700
岩	手	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	TEL: 019-621-5366 FAX: 019-621-5367	大	阪	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	TEL: 06-6944-1191 FAX: 06-6944-1192
宮	城	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央 4 丁目 6 番 1 号 SS30 15 階	TEL: 022-267-4229 FAX: 022-267-4283	兵	庫	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6丁目1番20号 ジイテックスアセントビル8F	TEL: 078-230-0283 FAX: 078-230-0284
秋	田	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町 6番 6号 秋田県総合保健センター 4階	TEL: 018-884-7771 FAX: 018-884-7781	奈	良	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階	TEL: 0742-25-3100 FAX: 0742-25-3101
Щ	形	〒990-0047 山形県山形市旅篭町3丁目1番4号 食糧会館4階	TEL: 023-624-5188 FAX: 023-624-5250	和歌	次山	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	TEL: 073-421-8990 FAX: 073-421-8991
福	島	〒960-8031 福島県福島市栄町 6番 6号 NBFユニックスビル 10階	TEL: 024-526-0526 FAX: 024-526-0528	鳥	取	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町 115 番地 1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6 階	TEL: 0857-25-3431 FAX: 0857-25-3432
茨	城	〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335	島	根	〒690-0003 島根県松江市朝日町 477-17 松江SUNビル7階	TEL: 0852-59-5801 FAX: 0852-59-5881
栃	木	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	TEL: 028-643-0685 FAX: 028-643-0695	岡	Щ	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	TEL: 086-212-1222 FAX: 086-212-1223
群	馬	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町 1 丁目 7 番 4 号 群馬メディカルセンタービル 2 階	TEL: 027-233-0026 FAX: 027-233-9966	広	島	〒730-0011 広島県広島市中区基町 11番 13号 合人社広島紙屋町アネクス 5F	TEL: 082-224-1361 FAX: 082-224-1371
埼	玉	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル 3 階	TEL: 048-829-2661 FAX: 048-829-2660	Щ		〒753-0051 山口県山口市旭通り2丁目9番 19号 山口建設ビル4階	TEL: 083-933-0105 FAX: 083-933-0106
千	葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センタービル8階	TEL: 043-202-3639 FAX: 043-202-3638	徳	島	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目61 徳島県医師会館3階	TEL: 088-656-0330 FAX: 088-656-0550
東	京	〒102-0075 東京都千代田区三番町 6番 14号 日本生命三番町ビル 3階	TEL: 03-5211-4480 FAX: 03-5211-4485	香	Ш	〒760-0050 香川県高松市亀井町 2-1 朝日生命高松ビル 3 階	TEL: 087-813-1316 FAX: 087-813-1317
神系	川	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3 丁目 29 番 1 号 第 6 安田ビル 3 階	TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161	愛	媛	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階	TEL: 089-915-1911 FAX: 089-915-1922
新	澙	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 番地 朝日生命新潟万代橋ビル 6 階	TEL: 025-227-4411 FAX: 025-227-4412	高	知	〒780-0850 高知県高知市丸の内 1 丁目 7番 45 号 総合あんしんセンター 3 階	TEL: 088-826-6155 FAX: 088-826-6151
富	Щ	〒930-0856 富山県富山市牛島新町 5番5号 インテックビル(タワー 111)4階	TEL: 076-444-6866 FAX: 076-444-6799	福	岡	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30 号 福岡県メディカルセンタービル1階	TEL: 092-414-5264 FAX: 092-414-5239
石	Ш	〒920-0024 石川県金沢市西念1丁目1番3号 コンフィデンス金沢8階	TEL: 076-265-3888 FAX: 076-265-3887	佐	賀	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町 6 番地 4 号 佐賀中央第一生命ビル 4 階	TEL: 0952-41-1888 FAX: 0952-41-1887
福	井	〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	TEL: 0776-27-6395 FAX: 0776-27-6397	長	崎	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	TEL: 095-865-7797 FAX: 095-848-1177
Щ	梨	〒400-0047 山梨県甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 2 F	TEL: 055-220-7020 FAX: 055-220-7021	熊	本	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 9 番 24 号 住友生命熊本ビル 3 階	TEL: 096-353-5480 FAX: 096-359-6506
長	野	〒380-0935 長野県長野市中御所 1 丁目 16-11 鈴正ビル 2F	TEL: 026-225-8533 FAX: 026-225-8535	大	分	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	TEL: 097-573-8070 FAX: 097-573-8074
岐	阜	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6丁目 16番地 大同生命・廣瀬ビル8階	TEL: 058-263-2311 FAX: 058-263-2366	宮	崎	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業祇園ビル2階	TEL: 0985-62-2511 FAX: 0985-62-2522
静	岡	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目 13番1号 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL: 054-205-0111 FAX: 054-205-0123	鹿児	ء	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町 25番1号 中央ビル4階	TEL: 099-252-8002 FAX: 099-252-8003
愛	知	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目 13番地 栄第一生命ビルディング9階	TEL: 052-950-5375 FAX: 052-950-5377	沖	縄	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番 1 号 沖縄産業支援センター 2 F	TEL: 098-859-6175 FAX: 098-859-6176
Ξ	重	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館5階	TEL: 059-213-0711 FAX: 059-213-0712			ーダイヤル 0570-038046 ビダイヤルは、最寄りの産業保健総合支援セン	

「心とからだの健康づくり」の積極的な取組を応援します!

事業場における労働者の

健康保持増進計画助成金

事業者の方が「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指 針/昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)で示す基本事項を 踏まえて、次の取組を実施した場合に助成を受けることができる制度です。

概

要

- (1) 次の全ての事項が記載された「健康保持増進計画」を作成していること。 ただし4については、実施する健康保持増進措置が「研修等」の場合に限ります。
 - ① 健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
 - ②健康保持増進計画の期間に関する事項
 - ③ 健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項
 - ④ 研修受講者が携わった措置(例:受講した研修名及び研修内容)
- (2) 作成した「健康保持増進計画」に基づき、労働者に対する 「健康測定」又は「健康指導」、事業場内の推進スタッフに 対する「研修等」のいずれかの措置を実施していること。



助成

助成対象

「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」のいずれかの健康保持増進 措置(※)の実施費用を助成します。

(※) ただし、保険診療や法令で実施することが義務付けられている場合や、作成した健 康保持増進計画の内容(「健康測定」、「健康指導」及び「研修等」)について、他の 助成金等を申請・受給している場合は、助成対象となりません。

助成金額

1事業場当たり10万円を上限に、将来にわたり1回限り助成されます。

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

https://www.johas.go.jp

產業保健関係助成金

Q検」索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの 産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間: 9時~12時/13時~18時 (土日祝日を除く)

0-783046 (ナヤミヲシロウ) ナビダイヤル

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。(R3.6)





産業保健総合支援センター 一覧

北流	海道	〒060-0001 北海道札幌市中央区北 1 条西 7-1 プレスト 1・7 ビル 2F	TEL: 011-242-7701 FAX: 011-242-7702	滋	賀	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	TEL:077-510-0770 FAX:077-510-0775
青	森	〒030-0862 青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	TEL: 017-731-3661 FAX: 017-731-3660	京	都	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361番1号 アーバネックス御池ビル東館5階	TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700
岩	手	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	TEL: 019-621-5366 FAX: 019-621-5367	大	阪	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	TEL: 06-6944-1191 FAX: 06-6944-1192
宮	城	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央 4 丁目 6 番 1 号 SS30 15 階	TEL: 022-267-4229 FAX: 022-267-4283	兵	庫	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 20 号 ジイテックスアセントビル 8 F	TEL: 078-230-0283 FAX: 078-230-0284
秋	田	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町 6番 6号 秋田県総合保健センター 4階	TEL: 018-884-7771 FAX: 018-884-7781	奈	良	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1丁目1番 32 号 奈良交通第3ビル3階	TEL: 0742-25-3100 FAX: 0742-25-3101
Щ	形	〒990-0047 山形県山形市旅篭町3丁目1番4号 食糧会館4階	TEL: 023-624-5188 FAX: 023-624-5250	和歌	九八	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	TEL: 073-421-8990 FAX: 073-421-8991
福	島	〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階	TEL: 024-526-0526 FAX: 024-526-0528	鳥	取	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町 115 番地 1 鳥取駅前第一生命ビルディング 6 階	TEL: 0857-25-3431 FAX: 0857-25-3432
茨	城	〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335	島	根	〒690-0003 島根県松江市朝日町 477-17 松江SUNビル7階	TEL: 0852-59-5801 FAX: 0852-59-5881
栃	木	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	TEL: 028-643-0685 FAX: 028-643-0695	岡	Щ	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	TEL: 086-212-1222 FAX: 086-212-1223
群	馬	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	TEL: 027-233-0026 FAX: 027-233-9966	広	島	〒730-0011 広島県広島市中区基町 11 番 13 号 合人社広島紙屋町アネクス 5 F	TEL: 082-224-1361 FAX: 082-224-1371
埼	玉	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル 3 階	TEL: 048-829-2661 FAX: 048-829-2660	Щ		〒753-0051 山口県山口市旭通り2丁目9番 19号 山口建設ビル4階	TEL: 083-933-0105 FAX: 083-933-0106
千	葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センタービル8階	TEL: 043-202-3639 FAX: 043-202-3638	徳	島	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目61 徳島県医師会館3階	TEL: 088-656-0330 FAX: 088-656-0550
東	京	〒102-0075 東京都千代田区三番町 6番 14号 日本生命三番町ビル 3階	TEL: 03-5211-4480 FAX: 03-5211-4485	香	Ш	〒760-0050 香川県高松市亀井町 2-1 朝日生命高松ビル 3 階	TEL: 087-813-1316 FAX: 087-813-1317
神系	川	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3 丁目 29 番 1 号 第 6 安田ビル 3 階	TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161	愛	媛	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟 454 ビル2階	TEL: 089-915-1911 FAX: 089-915-1922
新	潟	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町 2077 番地 朝日生命新潟万代橋ビル 6 階	TEL: 025-227-4411 FAX: 025-227-4412	高	知	〒780-0850 高知県高知市丸の内 1 丁目 7 番 45 号 総合あんしんセンター 3 階	TEL: 088-826-6155 FAX: 088-826-6151
富	山	〒930-0856 富山県富山市牛島新町 5番5号 インテックビル(タワー 111)4階	TEL: 076-444-6866 FAX: 076-444-6799	福	岡	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30 号 福岡県メディカルセンタービル1階	TEL: 092-414-5264 FAX: 092-414-5239
石	Ш	〒920-0024 石川県金沢市西念1丁目1番3号 コンフィデンス金沢8階	TEL: 076-265-3888 FAX: 076-265-3887	佐	賀	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町 6 番地 4 号 佐賀中央第一生命ビル 4 階	TEL: 0952-41-1888 FAX: 0952-41-1887
福	#	〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	TEL: 0776-27-6395 FAX: 0776-27-6397	長	崎	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	TEL: 095-865-7797 FAX: 095-848-1177
Щ	梨	〒400-0047 山梨県甲府市徳行 5-13-5 山梨県医師会館 2 F	TEL: 055-220-7020 FAX: 055-220-7021	熊	本	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 9 番 24 号 住友生命熊本ビル 3 階	TEL: 096-353-5480 FAX: 096-359-6506
長	野	〒380-0935 長野県長野市中御所 1 丁目 16-11 鈴正ビル 2F	TEL: 026-225-8533 FAX: 026-225-8535	大	分	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	TEL: 097-573-8070 FAX: 097-573-8074
岐	阜	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6丁目 16番地 大同生命・廣瀬ビル8階	TEL: 058-263-2311 FAX: 058-263-2366	宮	崎	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園 3 丁目 1 番地 矢野産業祇園ビル 2 階	TEL: 0985-62-2511 FAX: 0985-62-2522
静	岡	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目 13番1号 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL: 054-205-0111 FAX: 054-205-0123	鹿児	島	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町 25 番 1 号 中央ビル 4 階	TEL: 099-252-8002 FAX: 099-252-8003
愛	知	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目 13番地 栄第一生命ビルディング9階	TEL: 052-950-5375 FAX: 052-950-5377	沖	縄	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番 1 号 沖縄産業支援センター 2 F	TEL: 098-859-6175 FAX: 098-859-6176
Ξ	重	〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 191 番 4 号 三重県医師会館 5 階	TEL: 059-213-0711 FAX: 059-213-0712			ーダイヤル 0570-038046 ビダイヤルは、最寄りの産業保健総合支援セン	